

最高裁秘書第646号

令和4年3月16日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書不開示通知書

令和4年2月10日付け（同月14日受付、第030971号）で申出があり、同年3月2日付けで補正がされました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

令和3年に控訴審において終局した、公職選挙法違反事件の罪名、裁判所名、事件番号及び終局判決の日が書いてある文書

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

担当課 秘書課（文書室） 電話03（4233）5240（直通）